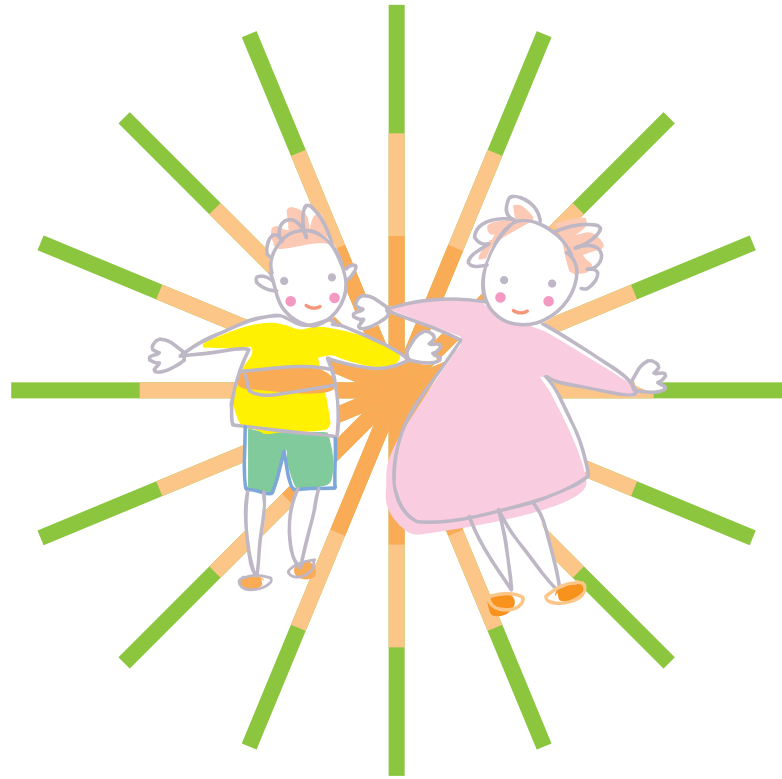


ドメスティック・バイオレンス
子どもをサポート
するために



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

子どもは、安全な環境で
安心して生きる権利があります。
それを守るのは、
おとなたちの責任です。

ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力、以下DVという）のある家庭で育っている子どもは、恒常的なストレス状態のなかで生活しています。自分の母親が父親から暴力をふるわれたり、罵声を浴びせられたりするのを目にすることは、子どもにとってとてもつらく悲しいことです。それは精神的な虐待です。DVは、被害にあっていてる女性ばかりでなく、暴力を目撃した子どもの心身の成長に、傷を残すことになりかねないのです。

しかし、子どもの頃の経験がその後の人生のすべてを決定するわけではありません。人は心に傷を負っても、自分自身で回復する力を持っているし、他の人から支えられ、力を得ながら生きているからです。

暴力の起きている家庭の子どもたちに対して、あなたにできることを考えてみてください。

子どもにとって「自分のことを真剣に考えてくれる人」がいるということは、かけがえのないものです。そういった経験は、子どもの人生にはかりしれない大きな影響を与えるでしょう。

このパンフレットは、一人でも多くのおとなたちが、DVが起きている家庭で育つ子どもたちの言葉にならない不安や恐怖を理解し、そのような状態に適応しようとして子どもが起こしているさまざまな行動を知り、子どもが本来もっている力を回復させるための手引きとして作られました。



あなたの存在が
子どもの人生に
はかりしれない影響を与えます。

目次

はじめに	2
第1章 暴力のある家庭で育つ子ども	4
第2章 子どもの出しているSOSのサインを見逃さない ...	7
第3章 私たちにできること	10
・具体的な援助方法	12
・子どもの話をよく聴く	13
・Q & A	15
第4章 専門機関に相談する	20
・児童相談所	22
・DVの被害者への援助	23
支援のためのプログラム紹介	24
全国相談窓口	28

第1章

暴力のある家庭で育つ子ども

子どもたちに暴力を見せていること、それが、いかに大きな衝撃を子どもたちに与えているのか、おとなたちはしっかりと自覚する必要があります。

これまで家庭内で暴力が起きていても直接暴力を受けていない限り、子どもたちは見過ごされてきました。しかし、子どもたちは深刻な被害をこうむっています。慢性的なトラウマが、子どもたちのからだやこころを蝕んでいます。

暴力や虐待が存在するような家庭で育つ子どもは、暴力的なできごとが終わった後にも、PTSDというさまざまな障害があらわれてくるといわれています。このような障害はすぐに表面化するものではありませんが、その子どものその後の人生を生きにくいものにしてしまうのです。



危険にさらされている

直接暴力の標的になる場合だけでなく、巻き添えになってケガをしたり死亡する場合があります。父親からDVを受け、行き場をなくした母親による子どもへの虐待もあります。



恐怖と緊張

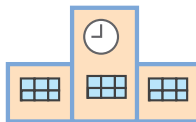
日常的に起きるおとなの怒りや暴力によって緊張を強いられます。また、いつ暴力が起きるのだろうという恐怖が子どもを不安にさせます。

混乱に対する不安

親密な関係の中で暴力が起きていると、両親の感情が愛憎の間で両極端に揺れ動き予測がつかないので、子どもはどうしたらいいのかわからなくなります。

相反するメッセージ

子どもはしばしば相反するメッセージを受け取っています。学校では暴力はいけないことだと教えられているのに、家庭では暴力が問題解決の手段として容認されたりしているのです。



孤立

家庭内で起きていることを恥ずかしいと思い、他の人に話すことができずに一人で抱え込んでしまうこともあります。また、友だちや周りのおとなに何も言えずに抑うつ的になり、心を閉ざしたり、引きこもることがあります。



希望の欠如...

子どもは自分中心にものごとを見てしまうので、家庭で暴力が起きるのもすべて自分のせいだと思いがちです。両親の間で起きる暴力を防いだり、止めたりできず、そこから逃げることもできないために無力感を持ってしまうこともあります。

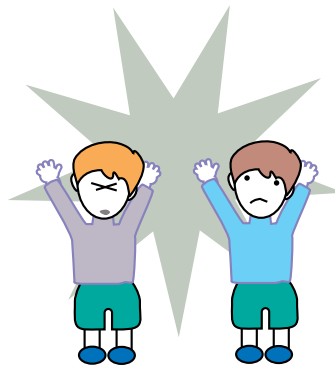
両親に対して愛情と憎悪の入り交じった感情を持つようになる

DV被害者である母親を守りたいと思いながら、暴力を止められない母親を軽蔑したり、そういった関係に甘んじていることに憤りを感じることもあります。暴力をふるわないときの父親に愛着を感じる時があるかと思うと、死んだり、出て行けばいいと思うときもあって、両極端の感情に引き裂かれることもあります。

第2章

子どもの出している

SOSのサインを見逃さない



自分の感じている怒りや悲しみをうまく表現することができず、抑うつ的になって外界との関係を拒んだり、怒りを爆発させたりする子どもを「問題児」として簡単に片づけないでください。おとなしい子や手のかからない子を、「よい子」のひとことで見過ごさない

てください。子どもたちは家庭が心やすまる場所ではなかったとしても、その子なりに必死に環境に適応しようとしているのです。ある程度年齢のいった子どもでも、家庭内の暴力のことを他人に打ち明けることは、想像を越える勇気があることです。

子どもたちが発している声にならないSOSのサインに、できるだけ早く気づいてください。おとなであれば、自分の選択で暴力的な関係から抜け出すこともできますが、子どもは自分の力で暴力を止めることも、環境を変えることもむずかしいのです。

就学前の子どものサイン

- ・よく泣く。
- ・よく抱きしめてもらいたがるが、そうするとからだがかたくなる。
- ・よくぶつたり、噛みついたり、蹴ったりする。
- ・吃音がきかれる。
- ・退行（指しゃぶり、おねしょ等）がみられる。



学齢期の子どものサイン

- ・授業に集中できない。
- ・年齢にふさわしくない性や暴力の知識がある。
- ・けんか、いじめ、自傷行為をする。
- ・盗み、カンニング、嘘がみられる。
- ・退行（絶えず注目を引こうとしたり、赤ちゃん言葉を使う等）がみられる。

10代の子どものサイン

- ・家出や退学をする。
- ・性感染症、妊娠、売春行為がみられる。
- ・暴力団に入る、犯罪を犯す。
- ・飲酒、喫煙、薬物濫用の問題がある。
- ・自殺をほのめかしたり、自殺を企てる。



S

年齢にかかわらず共通するサイン

- ・感情のコントロールがむずかしい。
- ・衝動性、攻撃性が強い。
- ・自己卑下、自己嫌悪、自己非難など自己評価が低い。
- ・不安、抑うつなどの心理的な影響がみられる。落ち込んでいて生気がない。
- ・通常では起きそうもない説明のつかないケガをしていたり、傷の跡がある。
- ・慢性的な症状としての頭痛や腹痛がみられる。
- ・栄養不良の兆候が見られる。
- ・いつも汚れたままの衣服を着ている。
- ・いつも一人で遊んでいたり、友だちが誰もいないなど、孤立している。
- ・問題を解決するために、いつも暴力という手段を使う。
- ・学校で居眠りすることが多い。
- ・怒り以外の感情を表現することが苦手である。
- ・不登校になりやすい。
- ・過剰に責任を引き受ける。



S

女子と男子での違い

一般的にみて、女子は受動的にふるまい引っ込み思案になる傾向が、また、男子は攻撃的にふるまい暴力的になる傾向がある。

(How Family Violence Affects children (家庭内暴力の子どもへの影響): Channing L. Bete Co., Inc を参照)

ここにあげられた兆候がすべてDVに起因するものではありませんが、暴力の起きている家庭のなかで暮らしている子どもに共通の兆候があることも事実です。(DVが起きている家庭ではアルコールや薬物の問題を抱えていることもあります。)

第3章

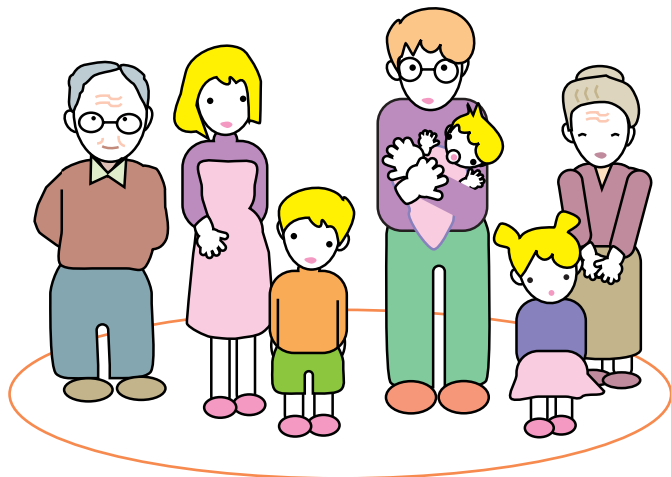
私たちにできること

子どもにとって家族同様、
あなたの存在も大きなものです。

なによりもまず、父親と母親の間にある暴力と支配の関係を断たない限り、根本的な解決にはつながりません。

しかし、家族だけが子どもに影響を与えているわけではありません。さまざまな人が、子どもたちの環境を支えているのです。

なにかひとつでも、私たちにできることを探してみましょう。ほんのわずかしかが接することができなかったとしても、その子どもの人生にとって、あなたの存在が大きな意味を持つかもしれないのです。



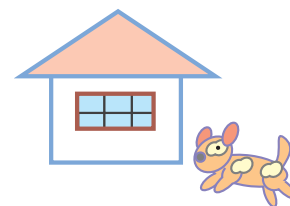
子どもが信頼できるおとなの役割を示す

暴力的な家庭にいる子どもたちの周りにも、かならず、親戚、教師、友だちの親など、暴力を伴わないやり方で問題に対処したり、愛情を示すことができるおとながいます。周囲のおとなが、子どものために、家庭では見出すことができないおとなの役割を提供することができます。子どもにあたたかく接し、大切な存在だと思っていることを伝えたり、暴力という手段を取らなくても、適切に感情を表現できることを示してください。

子どもの力を引き出す

子どもは無力な存在だと思われがちですが、おとなが思っているよりも、はるかに自分を守るための知恵や力をもっています。おとなが適切な知識や情報を与えることができれば、年齢を問わず、暴力に対処するための方法を積極的に考えることもできます。

子ども自身が自分を大切にできるように働きかけましょう。そして、子どもが本来持っている力を信頼し、その力を引き出してください。



---具体的な援助方法---

問題が起きたときに解決する方法を、段階を追って教える

- (1) 何か問題が起きたら、まず落ち着くこと。争ったり、悪口を言うのをやめること。
- (2) 可能なかぎりの解決方法を考え出し、そのなかからひとつ方法を選ぶ。
- (3) その解決方法を実施したとき起こりうる結果について考える。
- (4) 解決方法がうまくいかないときには、誰かに手助けをしてもらったり、他の解決方法を探す。
- (5) 子どもに安全を確保するための情報を与え、暴力から身を守る安全策を考えさせる。

感情をコントロールする方法を教える

怒りや欲求不満で感情をコントロールできないときには、深呼吸をさせたり、タイムアウト(時間を決めて一人にさせる)を取って落ち着くまでその場から離れるなどの方法を取るように教える。

暴力という手段を使わずに表現することを教える

暴力的な手段を使わない自己表現のしかた、話すことや書くこと、絵や音楽などを使った感情表現を促します。

ストレスを軽減させる

家庭で暴力を見聞きしている子どもは、強いストレスにさらされています。心の落ち着く音楽や静かになれる場所を用意して、子どもが安心できる環境を提供しましょう。

遊びを勧める

子どもが孤立しないように、他の子どもたちと遊べるような機会をつくります。

肯定的で好しい体験をさせる

自分は愛される価値のある大切な存在だと、子ども自身が思えるように励ましましょう。解決のための具体的な選択肢を提供して、子どもが自分にとってよい結論を出せるようにします。

子どもの話をよく聴く

子どもが、
自分の気持ちを表現できるように聴く



暴力を目撃した子どもは、とても悲しくつらい思いをしています。その気持ちを言葉で表現できないために暴力的な行動にでることが多いものです。

子どもは、自分が怒りや悲しみといった感情を表に出して、誰かに受けとめてもらい、安心させてもらう必要があります。子どもが自分の気持ちをありのままに表現し、問題解決能力を育てるような聴き方をしてください。自分の悩みを分かってくれて、力になってくれる人がいるとわかれば、次第に気持ちが安定してきます。

<自分のためのケアの必要性>

子どもの抱えている問題に強く巻き込まれ、頭から離れないということが起きたときは、自分のためになんらかのケアが必要だというサインです。

よい聴き手になるためには、おとなである私たちが、充分自分の話を聴いてもらえる人間関係を持っている必要があります。おとなが自分の感情をありのままに認めることができないと、子どもの気持ちを十分に聴くことができません。

やさしさや思いやりを示すには、おとな自身が安全で安心できる状態にいることが必要です。

子どもにとって安心できる場所を選ぶ

話を聴くあなたにとっても、安心できる場所であることが大切です。「ここでいい?」「この場所で安心?」

能動的に聴く

子どもにしっかりと聴いていることが伝わる聴き方

- ・話を聴く位置が子どもの目の高さと同じになるように、子どもの目を見て聴く。
- ・言葉だけでなく、声の調子、表情、姿勢、身振りなど言語外のメッセージにも注意を払う。

共感的に聴く

子どもは、自分の気持ちをありのままに受けとめてもらうことで、自分を理解してもらっていると感じます。おとなの判断や価値観で、一方的に子どもの話を分析したり、評価したり、意見を言ったりすることは避けてください。

「ほんと?そんなことあるわけないじゃない」「思い違いよ」「冗談でしょ?」といった否定的なことは言わない。
「ひどいお父さんね(お母さんね)」と親の悪口を言わない。

聴く/理解する/伝える

聴いたことを理解していないのなら、十分に聴いたことになりません。

こちらが理解したということが相手に伝わっていません。

子どもの言ったことを反復して確認する

「今、怒っているんだね」「悲しいんだね」

子どもが暴力の起きる原因は自分にあると思っていたら

「あなたのせいではない」ことを伝えます。

よい聴き手に徹し、子どもにできることを一緒に考える

「もしまた家で暴力が起きたら、自分を守るために何ができる?」「だれか他にも話せる人はいる?」

あなただけが経験していることではないことを伝える



Q

&

A

怒りのコントロールがむずかしい子どもへ

Q：小学校の低学年で、気に入らない事があると、物を投げたり、すぐに他の子をぶつ子どもがいます。子どもが強い怒りを持ち、人や物を傷つけるような形で行動している場合は、どうしたらいいでしょう?

A：怒りを攻撃的に表現している子どもには、最初に子どもの怒りの感情を受け止めてあげることが大切です。「あなたの気持ちはわかるよ」「ちゃんをぶつてしまいたくなるほど怒っているのね」などと、感情を受容しながら、何に對して怒っているのか、本当はどうしたいのかを聴いてあげてください。その上で、怒りを感じるからといって、自分や他人を傷つかけたり、物を壊すことはいけないことだと話し、怒りを他の表現に変える方法を一緒に考えるようにします。

子どもの様子が気になるとき

Q：小学校高学年の担任をしています。授業に集中できず、よくお腹や頭が痛いと言う子どもがいます。家にも帰りたいがらないのですが、どうしたらいいのでしょうか?

A：普段から生気がなかったり、いつも一人で遊んでいるなど、子どもの様子が気になるときは、子どもが安心して話ができる場所(職員室や他の子どもたちがいる場所は避

てください)で話を聴いてあげてください。もし、十分な時間が取れないときでも、その子のことを気にかけていること、力になりたいと思っていることを伝えて、後で話をきちんと聴きましょう。また、子どもにとって、友だちの存在というものはとても大きく、子ども同士の関わり合いが子どもを支えていることが多いものです。その子にとって学校が、自分のことを理解してくれる友だちやおとなに守られた安心できる場となるようにしてあげてください。

子どもが夢中になれるものを見つかけられるように手助けしたり、リラックスする方法を教えましょう。

自分のせいで暴力が起きていると思っている子どもへ

Q：学童保育にきている子どもの元気がないので「どうしたの？」と尋ねると、「ぼくとお母さんが言うことをきかないとおとうさんにぶたれる」と話してくれました。「自分が悪いから仕方ないんだ」と言っているのですが、どう返答したらよいでしょうか。

A：子どもがあなたに話すということは「この人ならば話しても安心だ」と思えたから話すのです。その気持ちをしっかり受け止めて、「たとえ、あなたがお父さんの気にいらなようなことをしたとしても、暴力をふるわれていいということはないんだよ」ということを伝えてください。例えば、「　　ちゃんのせいでお父さんが暴力をふるうと思っているのね」「でもそれはあなたのせいじゃないのよ」と子どもが悪いから暴力が起きるのではないことを伝えてください。それでも納得しないようであれば、どんなときに暴力が起きるのか聞いたうえで、「　　ちゃんが何をしたときにお父さんは暴力をふるうの?」「　　ちゃんが何もしないときにはどうなのかな?」と聞いてあげてください。

子どもにも自分で自分を守る力があること、子どもが暴力を目にしたり、被害に遭いそうになったときに、自分を守るために考え、判断し、選択する力をもっていることを教えてください。

子どもたちはたくさんのアイデアを持っています。「家でまた暴力が起きたら、自分を守るために何ができそう?」「どんな場所だったら安心かな?」など、よいか悪いかの判断をしないで思いつくアイデアを出させて、そこから子ども自身が使えるような方法を選ぶこともできます。

<子どもが出した具体的なアイデア>

- ・耳栓をする・クッションを叩く　・ふとんにもぐる
- ・家の中の安全な場所(トイレ、押し入れ、部屋のすみ)でじっとする
- ・近所の家に助けを求める
- ・大きい音量で音楽をかける
- ・ペットをかわいがる
- ・ペットと一緒に散歩に行く
- ・ぬいぐるみを抱き締める
- ・交番へ助けを求める

隣人として、友人としてDVが起きている家族にできること

Q：近所で父親の罵声やガラスの割れる音が聞こえたり、母親が顔を腫らしていたのを見たこともあります。その家には私の子どもと同級の中학생の子どもがいます。ときどき遊びに来るのですが、暗く沈んでいる様子なので気にかかります。何をしてあげたらいいでしょうか。

A：あなたが気になって心配しているということをその子に伝え、あなたに何かできることはないか本人に聞いてみましょう。子どもの前で、親について否定的な話をすることは避けてください。子どもがなかなか自分のことを話したがらない場合もあります。そうしたときには無理に話をさせず、お茶でも入れて、たわいもない話をしたり、一緒にテレビを見たり遊んであげるのもよいでしょう。あなたがその子の緊急避難場所になれるならば、「困ったときにはいつでも来ていいからね」と言ってあげてください。安心していられる場所があり、自分の存在を受け入れてくれるおとながいることを実感することは、子どもにとってなよりの支えになります。子どもが困ったときに相談できる機関を、紹介するのもよいでしょう。(28頁~参照)

また、その子の母親も支援を必要とする状態にあります。物音や叫び声、器物が破損する物音など、暴力が起きている様子が気になるとき、「だいじょうぶですか?」「何かできることはありますか?」と声をかけてください。危険が感じられるときには、警察に通報しましょう。また、母親が自分自身を追いつめないよう支えになってあげてください。とくに、DVに関する情報や相談機関などを知らせることが大切です。その際、留意しなければならないのは、自分ができることと、できないことを明確にすることです。あなたが困ったときには、一人で抱え込まずに相談しましょう。

子どもに暴力をふるっている母親へ

Q：スクールカウンセラーをしています。引きこもり気味の子どもの相談がありました。母親がささいな事で子どもに手をあげるようです。子どもの話では母親も父親から暴力を受けているようです。母親と話をしなくてはならないと思いますが、どうしたらいいのでしょうか?

A：子どもが安心感や安全感を持って生活できるようにするためには、母親の心の安定が不可欠です。子どもを虐待している母親たちに対しても、咎めるようなことを言うのは逆効果です。母親が安心して話ができる場所を設定し、そこで子どもの状態についてあなたが気になっていることを伝えましょう。子どもの側につくと、どうしても親を責めたくなりがちですが、そうすることによって、DVの被害者でもある母親をさらに追いつめて虐待を悪化させる恐れがあります。母親の力になりたいのだということを伝えて、母親ができることについての情報提供をして、なるべく専門相談機関につなげるようにします(28頁~参照)。

子どもへの虐待やDVの問題は、学校全体で取り組むべき問題です。このような問題が起きた際、どのような対応が必要か学校全体で話し合い、体制を整えておく必要があります。また、子どもたちに暴力や虐待から身を守る方法を教える暴力防止プログラムの導入を積極的に行っていくことも大切なことです。(25頁~参照)

子どものことで悩んでいる母親へ

Q：中学生の息子のことで、ある母親が相談にきました。小学生からお金をまきあげて、いじめていたことがわかり自分の子育てを責めています。よく話を聴くと、母親は夫から暴力をふるわれているようです。

A：親としての責任を責めるのではなく、「なぜ、子どもがそういったふるまいををすると思うか」「子どもがなにに不満を持っていると思うか」聴いてみてください。とかく、子どもの問題行動をなくすことだけに目を奪われがちですが、まず、家族の中にある暴力や支配の関係をなくすことが、子どもの問題の解決につながることを伝えましょう。そのために、母親を支える用意があることも伝えます。「夫から暴力をふるわれたことがあるとおっしゃいましたが、それを息子さんが見たことはありますか。暴力を見てどのように感じたと思いますか」「息子さんが暴力を目撃した日に、何が起こったか息子さんにきちんと話をしましたか?」と聴いてみましょう。

多くの親は、「夫婦の問題は、子どもたちには関係ないことだから」と、事実を伝えることをためらいがちですが、子どもにもわかるように、噛み砕いて、実際に起きたことやそのときの気持ちをきちんと話すこと、そして、そのとき子どもはどう感じたか子どもの気持ちを十分に聴くことが大切です。

そのうえで、お父さんとお母さんの問題は、お父さんとお母さんが解決しなければならないこと、子ども自身には責任がないことを、明確に子どもに伝える必要があります。暴力が起きた場合に、子どもはどうしたいのか、母親にどうしてほしいのかということ子どもと一緒に話し合うことや、母親と子どもが危険な状態にならないような安全プランをつくってみることも勧めてみましょう。

いずれの場合も子どもや母親の身に危険が感じられる場合は、児童相談所、婦人相談センター、警察など専門機関に相談してください。(28頁~参照)

第4章

専門機関に相談する

子どもの周りにいるおとなたちが、早い段階で問題に気づき、子どもや母親を支えることはとても大切なことです。しかし、自分にできることと、できないことを、はっきりさせておきましょう。決して、できない約束はしないでください。もし、あなたの手には追えないような状況になった場合には、専門家や援助の経験がある人に援助を求めてください（28頁～参照）。

子どもから「誰にも言わないで」と言われていた場合、だれか他の人に相談したり、適切な専門家につなぐ必要を感じたときは、子どもにもそのことを伝えてください。そのことによって生じるであろう結果も知らせて、なぜそれが 필요한のか、納得がいくようきちんと説明してください。

< 虐待の兆候があるとき >

DVの中で、子どもが直接暴力の対象になっている場合は、虐待にあたります。虐待によってひどい傷を負われたり、命を奪われてしまう子どもたちもいます。子どもへの直接の暴力や虐待の兆候を見つけた場合、児童相談所に通告する義務（児童福祉法第二十五条）があります。児童虐待防止法によって学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係する人は虐待の早期発見に努める立場にあります。

虐待とは

- ・身体的虐待（殴る、蹴る、火傷をさせるなど）
- ・性的虐待（家族や親に代わる保護者からの性的暴行、ポルノを見せるなど）
- ・心理的虐待（言葉での脅しや、否定的言動、拒絶など）
- ・ネグレクト - 保護の怠慢（食事や身なりなどの世話をしない、病気になっても治療を受けさせないなど）

《虐待が疑われる親の状態》

- ・子どもの外傷を兄弟や第三者のせいにする。
- ・子どもに治療を受けさせないで放置したり、受診までに必要以上の時間をかける。
- ・診断のための検査を拒否する。
- ・学校に通わせない。
- ・厳しい罰を与える。
- ・起きていることをたいしたことでないと矮小化する。他人に対して敵対心と猜疑心を強く持つ。
- ・多くの病院や保健所を渡り歩き、安定した関係を確立できない。
- ・子どもの年齢に合わない過大な期待をしたり、依存的で子どもになぐさめや安心を求め、子どもが自分の期待に応えられないとイライラして子どもにあたる。
- ・育児を助けてくれる人がいない。
- ・親自身に虐待された経験がある。
- ・援助を受け入れることに抵抗を示す。
- ・自信の欠如、特定の考え方に片寄り、他人の話に耳を傾けない。

児童相談所

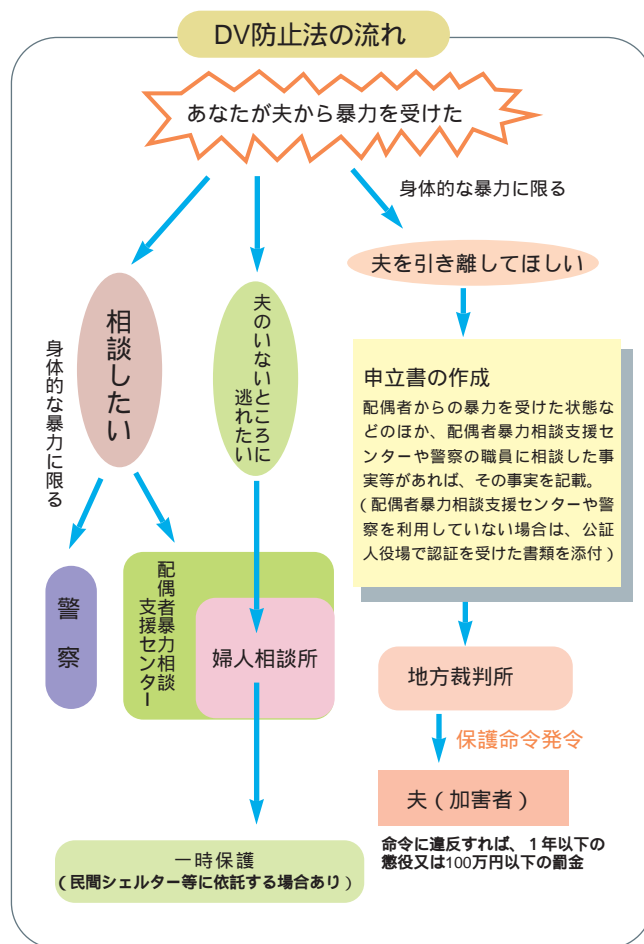
もし、あなたが虐待に気がついたり、虐待ではないかと感じたときには児童相談所や福祉事務所、市役所などに通報や相談をしてください。児童相談所は虐待の程度を確認し、関係機関と連携して子どもの安全の確保に努めています。

- ・子どもの安全を守ることを優先して行動しましょう。確証がないからといってためらっていると子どもの心身に最悪の結果を招く恐れがあります。
- ・通報や相談した人のプライバシーは守られます。児童相談所の職員は通告した人の情報を漏らしてはならないことになっています。
- ・通報や相談すると、即、親から子どもが引き離されてしまうわけではありません。子どもや親の状態を確認し、状況に応じて必要な援助の方法が組み立てられています。危険度が高いときには子どもの保護を行います。
- ・虐待が起きている家庭では複雑な問題を抱えていることが多いので、あなたが感じた問題を一人で抱え込まないでください。

(29頁～参照)

<DVの被害者への援助>

2001年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行されました。DVに悩んでいる女性がいたら、一人で抱え込まないよう専門機関を紹介してください(28頁～参照)。これらの機関では、秘密を厳守し、専門的知識をもってアドバイスしてくれます。おとなが問題解決への一歩を踏み出すことができれば、きっと、子どもたちにも変化があらわれます。



今後必要な支援

DVの被害を受けている女性や子どもたちへの具体的な支援策として、24時間体制の相談窓口、シェルター、中間支援施設などの開設、支援ボランティアの養成や支援ネットワークの構築などが緊急に求められています。

また、子どもへの支援策としては、以下のようなものが重要です。

1) 教育プログラム

子どもが暴力や虐待から身を守る方法を教える暴力防止プログラム/自分の感情を大事にして表現することを奨励し、「ノー」を言えるようにするための自己主張トレーニング/自分を大事にする性教育や性差別に起因する暴力の問題を考える上での「ジェンダーフリー教育」/

2) 子どもたちのケア施設の開設

犯罪や事故、いじめなどの被害も含め、虐待にあった子どもたちのケア施設を開設し、自助グループ/子どものピア・カウンセリング(子ども同士で気持ちを話し合う)/暴力を使わないで怒りの感情を扱うプログラム/子どものプレイ・セラピー/暴力防止プログラム/などのサービスの提供を受けることができるようにする。

支援のためのプログラムの紹介

DV家庭の子ども向けセーフティ・プラン 【グループ・ワークプログラム】(週1回/10週間)

ここでは、アメリカのシアトルにあるEDVP(Eastside Domestic Violence Project)で行われている、DVの起きている家庭で育っている子どもたちを対象にしたプログラムの一部を紹介します。これは、子どもたちの「怒り」や「悲しみ」などの感情を表現することを援助しながら、自分の身を守るための方法を子どもたちが具体的に見つけられるように支援するプログラムです。グループ・ワークとして週1回、10週間で構成されています。家庭以外の安心できる環境で暴力についての知識を学び、同じような体験をしてきた子どもたちとの出会いを通して経験を分かちあうことができます。

このようなプログラムを導入し実施するためには、子どもにとって安全で安心できる場所の確保と、グループ・ワークでの二次被害を避けるために、専門的なトレーニングを受けた人が関わる必要があります。このようなプログラムを提供できる専門家が、日本ではまだ不足しているため、この分野での人材育成が強く求められています。

さらに、このプログラムを実施するにあたっては、以下のような条件が満たされている必要があります。

1. このプログラムへの参加が、その子をさらなる暴力や、虐待の危険にさらさないこと。
2. 子どもの親が、このプログラムへの参加を求め、了承し、提供するスタッフと協力しあえること。
3. 事前にならず、子どもの不安や被害の深刻度を査定すること。深刻な場合にはカウンセリングが必要なため、紹介できる専門家のリストを持っていること。

対象/構成/時間/注意点等

このプログラムを実施する際の子どもの年齢は、4歳~12歳です。子どもの成長に合わせて4~6歳、7~9歳、10~12歳になるようにグループを構成します。

実施するにあたっては、子どもが集中できる時間にも配

慮する必要があります。4～6歳の場合は60分、7～12歳で75分を限度にします。

さらに、グループ・ワークの実施者は子どもの性格傾向や行動を考慮に入れて、グループを設定します。参加する子どもが安心し、心地よく過ごせるように、子どもの好きなお菓子などを用意しておくといいでしょう。

プログラムの目標：

子どもが家庭で体験した暴力について話ができるようにする／暴力についての知識を与える／暴力を使わないで感情を表現することを学ぶ／自分を大切だと思う感情を育てる／暴力から自分の身を守ることを学ぶ。

このプログラム（週に1度／10回）は、上記の目標のもとに、毎回、最低限守る必要なルール「怒ってもいい、でも人や自分自身を傷つけない、物を壊さないで怒っていることを話すこと」を子どもたちに伝えます。また必要に応じて、子どもが自分のして欲しくないことをグループのルールとして付け加え、共有できるようにします。

グループの中でその週に子どもがしたよい事を発言してもらい、ほめてあげ、なるべく多くの肯定的で好しい経験ができるようにします。これは、子どもたち自身が必要なルールを決め、「自分を大切だと思う」感情を育てることにつながります。

毎回共通して、子どもたちが経験した暴力（DVだけではなく、いじめなどを含めた経験）をテーマに、感じたことや対処方法について質問することを皮切りに、ルールの確認、本やワークシートを使った話し合い、最後に、今後予測される状況の中で、子どもに自分のできる安全策をみつけさせる質問を投げかけて終わります。

プログラム 第1週（例）

目標：DVが何であるか、子どもたちに責任のないことを学び、家で起こった暴力について話すことができるようになること。

導入：黒板か紙に二つの手の絵を描く。子どもたちに手ができるよくないことについて考えさせ、手の絵の内側に書いてもらう。もう一つの手ができるよいことを列挙させ、同じように書いてもらい発表する。

グループのルールの確認：グループのルールを伝えてから、子どもに一人ずつ確認する。子どもが特にして欲しくないことがあれば他の子どもたちにも共有できるようにして、ルールに付け加える。

子どもの自慢話：子どもたち一人ずつ、この週に行った良い事をひとつ、グループのみんなに話す。見つけれない子には今日「このプログラムに来たことはよいことだよ」と伝える。

話し合い：家庭で起きる暴力の話の本などを使って読み聞かせる。以下の質問をしながらグループで話しあいをする。

- ・「どんなところがみんなの家族と似ているかな？」
- ・「このお話の中でみんなは誰に似ている気がするかな？」
- ・「誰か、お父さんがお母さんを殴っているのを見たことがある？」
- ・「誰のせいでその暴力が起きるのかな？」
- ・「暴力が起きたとき、みんなは自分を守るために何ができる？」

必要に応じて実施者と1対1で話をする。

最後の切り上げの質問：「みんなはお父さんがお母さんを殴っているのを見たら、どうする？」

子どもたちが考えだした事に肯定的に回答する。「それはよい考えだね」「一生懸命考えたんだね」など。「お父さんを殴ってやる」と答える子どもには「君の殴りたい気持ちはわかるけど」と返し、ルールを思い出すようにさせる。その手段を選ぶと、ケガをするかもしれないことなどの具体的なリスクを伝えて、もう一度考えさせたり、他の子の出したアイデアを選ぶこともできることを伝える。

全国の相談窓口

相談機関の連絡先は、変更されている場合があります。最新の情報については、当ホームページ「悩んでいるあなたへ」の「相談窓口」
<http://www.awf.or.jp/help/index.html#help>でご覧いただけます。

婦人相談所

北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
青森県女性相談所	0177-81-0708
岩手県立婦人相談所	019-624-4811
秋田県婦人相談所	018-835-9052
宮城県婦人相談所	022-224-1491
山形県福祉相談センター	023-635-3663
新潟県婦人相談所	025-381-1111
福島県婦人相談所	024-522-1010
栃木県婦人相談所	028-622-8644
茨城県婦人相談所	029-221-4166
群馬県女性相談所	027-261-7838
埼玉県婦人相談センター	048-864-9910
千葉県婦人相談所	043-245-1719
東京都女性相談センター	03-5261-3110
立川出張所	042-522-4232
神奈川県婦人相談所	045-502-2800
山梨県女性相談所	0552-54-8635
長野県婦人相談所	026-235-5710
富山県女性相談センター	076-421-6252
石川県婦人相談所	076-223-9553
福井県婦人相談所	0776-24-6261
岐阜県女性相談センター	058-274-7377
静岡県婦人相談所	054-286-9217
愛知県婦人相談所	052-913-3300
三重県女性相談所	059-231-5600
滋賀県女性福祉相談センター	077-564-7867
京都府婦人相談所	075-441-7590
奈良県婦人相談所	0742-22-4083
和歌山県女性相談所	0734-45-0793
大阪府女性相談センター	06-6725-8511
みなみ相談コーナー	06-6761-7181
兵庫県立婦人相談センター	078-732-7700
鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
岡山県女性相談所	086-243-1711
鳥根県女性相談所	0854-84-5661
広島県立婦人相談所	082-255-8801
山口県女性相談所	0839-25-7354
	7365
香川県女性相談センター	087-835-3211
徳島県婦人相談所	088-623-8110
高知県女性相談所	0888-22-5520
愛媛県婦人相談所	089-941-3490
福岡県女性相談所	092-711-9874
佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
長崎県婦人相談所	095-846-0560
熊本県福祉総合相談所	096-381-4411
大分県婦人相談所	097-544-3900
宮崎県婦人相談所	0985-22-3858
鹿児島県婦人相談所	099-222-1467
沖縄県女性相談所	098-854-1172

女性センター / 婦人会館

北海道立女性プラザ	011-251-6349
	6329
札幌市女性センター	011-621-5266
函館市働く婦人の家	0138-23-4188
空知婦人会館	0126-23-9236
釧根地域婦人会館	0154-23-6471
秋田県婦人会館	018-836-7840
エル・パーク仙台	022-268-8302
山形市女性センターファースト	023-645-8077
福島県男女共生センター	0243-32-8320
とちぎ女性センターパルティ	028-665-7714
レイクエコー茨城県女性プラザ	0299-73-3877
茨城県婦人会館	029-221-7195
日立市女性センター	0294-36-0554
らぼーるひたち	
所沢市女性センターふらっと	0429-21-2220
与野市女性総合センター	048-857-8811
川越市婦人会館	0492-42-6346
千葉県女性センター	0471-40-8605
市川市女性センターウィズ	047-323-1777
船橋市女性センター	047-423-0757
松戸市女性センターゆうまつど	047-363-0505
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
	2488
中央区立女性センター	03-5543-0653
ブーク21	
新宿区立女性情報センター	03-3353-2000
ウィズ新宿	
せたがや女性センターらぶらす	03-5478-8023
渋谷女性センターアイリス	03-5466-3956
中野区女性会館	03-3380-6945
北区女性センター	03-3913-0161
アゼリアプラネット	0015
荒川区立男女平等推進センター	03-3809-2890
アクト21	
練馬区立練馬女性センター	03-3996-9050
足立区女性総合センター	03-3880-5223
杉並区立男女平等推進センター	03-3393-4410
ゆう杉並	4713
品川区女性センター	03-5479-4104
すみだ女性センターすずかけ	03-5608-1772
豊島区立男女平等推進センター	03-3980-7830
エポック10	
文京区女性センター	03-3812-7149
港区立女性センターリーブラ	03-3456-5771
目黒区女性情報センター	03-5721-8572
葛飾区女性センター	03-5698-2213
ウィメンズパル	
調布市婦人会館	0424-31-7826
立川女性総合センターアイム	042-528-6802
府中市女性センター	042-351-4602
スクエア21	
日野市立女性センター	042-587-8177

清瀬市男女共同参加センター	0424-95-7003
アイレック	
国分寺市女性センター	042-573-4342
ライツこくぶんじ	
神奈川県立かながわ女性センター	0466-27-6000
横浜女性フォーラム	045-871-8080
横浜市婦人会館	045-714-5911
川崎市中小企業・婦人会館	044-422-2525
厚木市女性センター	046-225-2500
南足柄市女性センター	0465-73-8211
山梨県立総合女性センター	0552-37-7830
長野県女性総合センター	0266-22-5781
長野市勤労者女性会館	026-237-8303
しなのき8303	
新潟県女性センター	025-285-6610
新潟市女性センター「アルザ」	025-245-0545
富山県女性総合センター	0764-32-6611
サンフォルテ	
石川県女性センター	076-231-7331
福井県生活学習館センター	0776-41-4200
ユー・アイふくい	
静岡県女性総合センターあざれあ	
東部地区	0559-25-7879
下部地区	0558-23-7879
中部地区	054-272-7879
西部地区	053-456-7879
静岡市女性会館アイセル21	054-248-1234
浜松市青年女性センター	053-473-5700
あいホール	
愛知県女性総合センター	052-962-2614
ウィルあいち	
愛知県婦人会館	052-323-7831
名古屋市女性会館イーブネット	052-323-7830
名古屋市勤労女性センター	052-251-3811
ワービアつるまい	
豊田女性活動センター	0565-31-7780
豊橋市女性会館	0532-33-2800
春日井市青少年女性センター	0568-85-7871
レディヤンがすがい	
三重県女性センター	059-233-1133
四日市市女性センター	0593-54-8335
滋賀県立女性センター	0748-37-8739
大津市婦人会館	077-527-5508
京都市女性総合センター	075-212-7830
ウィングス京都	
奈良県女性センター	0742-22-1240
和歌山県女性センターりいぶる	0734-35-5245
和歌山市男女共生	073-432-4704
推進センターみらい	073-431-5528
大阪府立女性総合センター	06-6937-7800
ドーンセンター	
大阪市立女性いきいきセンター	
北部館クレオ大阪北	06-6320-6300
西部館クレオ大阪西	06-6460-7800
南部館クレオ大阪南	06-6705-1100
東部館クレオ大阪東	06-6965-1200

吹田市立女性センターデュオ	06-6388-1454
	06-6337-3338
高槻市女性センター	0726-85-3748
とよなか男女共同参画推進センター	
すてっぷ	06-6844-9772
摂津市立女性センター	0726-35-1407
ウィズ・せつつ	
枚方勤労者総合福祉センター	0720-43-7860
メセナひらかた女性フロア	
岸和田市立女性センター	0724-43-5858
兵庫県立女性センターイーブン	078-360-8551
神戸市生活学習センター	078-361-8361
たちばな	
ひょうご女性交流館	078-221-7733
尼崎市女性センターテレビエ	06-6436-8636
宝塚市立女性センターエル	0797-86-3488
川西市女性センター	0727-59-1857
芦屋市女性センター	0797-38-2022
三田市立女性センターさんだ	0795-63-8000
岡山県男女共同参加推進センター	086-235-3307
松江市総合女性センター	0852-32-1190
リエール	
広島県女性総合センター	082-247-1120
エソール広島	
広島市婦人教育会館WEプラザ	082-248-3315
山口県婦人教育文化会館	0839-22-2792
山口市働く婦人の家	
高松市女性センター	087-821-2000
愛媛県女性総合センター	089-926-1644
松山市男女共同参画推進センター	089-943-5770
新居浜市立女性総合センター	0897-37-1700
ウィメンズプラザ	
こうち女性総合センターソーレ	0888-73-9555
福岡県女性総合センター	092-584-1266
あすばる	
福岡市女性センターアミカス	092-526-3788
北九州市立女性センタームーブ	093-583-3331
飯塚市女性センターサンクス	0948-22-3274
佐賀県立女性センターアバンセ	0952-26-0018
長崎市女性センターアマランス	095-826-4417
熊本市総合女性センター	096-343-8306
沖縄県女性総合センター	098-868-4010
ている	

児童相談所

北海道

北海道中央児童相談所	011-631-0301
北海道旭川児童相談所	0166-23-8195
北海道旭川児童相談所稚内分室	0162-24-1477
北海道函館児童相談所	0138-54-4152
北海道帯広児童相談所	0155-22-5100
北海道釧路児童相談所	0154-23-7147
北海道北見児童相談所	0157-24-3498
北海道岩見沢児童相談所	0126-22-1119
北海道室蘭児童相談所	0143-44-4152
札幌市児童相談所	011-622-8620

東北

青森県中央児童相談所	0177-81-9744
青森県弘前児童相談所	0172-32-5458
青森県八戸児童相談所	0178-27-2271
岩手県中央児童相談所	019-624-4811
岩手県一関児童相談所	0191-21-0560
岩手県宮古児童相談所	0193-62-4059
宮城県中央児童相談所	022-224-1491
宮城県古川児童相談所	0229-22-0030
仙台市児童相談所	022-219-5111
秋田県中央児童相談所	0188-62-7311
山形県中央児童相談所	0236-22-2543
栃木県中央児童相談所	0235-22-0790
福島県中央児童相談所	0245-34-5101
福島県会津児童相談所	0242-27-3482
福島県浜児童相談所	0246-28-3346

関東

茨城県中央児童相談所	029-221-4992
茨城県土浦児童相談所	0298-21-4595
茨城県下館児童相談所	0296-24-1614
栃木県中央児童相談所	028-665-7830
栃木県北児童相談所	0287-36-1058
栃木県南児童相談所	0282-24-6121
群馬県中央児童相談所	027-261-1000
群馬県高崎児童相談所	0273-22-2498
群馬県太田児童相談所	0276-31-3721
埼玉県中央児童相談所	048-775-4411
埼玉県浦和児童相談所	048-886-3341
埼玉県熊谷児童相談所	0485-23-0967
埼玉県川越児童相談所	0492-24-5631
埼玉県越谷児童相談所	0489-75-7507
埼玉県所沢児童相談所	0429-92-4152
千葉県中央児童相談所	043-253-4101
千葉県市川児童相談所	047-370-1077
千葉県柏児童相談所	0471-31-7175
千葉県銚子児童相談所	0479-23-0076
千葉県君津児童相談所	0439-55-3100
千葉県児童相談所	043-277-8880
東京都児童相談センター	03-3208-1121
東京都墨田児童相談所	03-3632-4631
東京都品川児童相談所	03-3474-5442
東京都世田谷児童相談所	03-5477-6301
東京都杉並児童相談所	03-5370-6001
東京都北児童相談所	03-3913-5421
東京都足立児童相談所	03-3854-1181
東京都八王子児童相談所	0426-24-1141
東京都立川児童相談所	0425-23-1321
東京都小平児童相談所	0424-67-3711
東京都多摩児童相談所	0423-72-5600
神奈川県中央児童相談所	0466-84-1600
神奈川県横浜須賀児童相談所	0468-36-4340
神奈川県小田原児童相談所	0465-23-0388
神奈川県相模原児童相談所	0427-42-4698
神奈川県厚木児童相談所	0462-24-1111
横浜市中心児童相談所	045-331-5471
横浜市中心児童相談所	045-831-4735
横浜市中心児童相談所	045-948-2441
川崎市中心児童相談所	044-877-8111

川崎市中心児童相談所	044-244-7411
中部	
新潟県中央児童相談所	025-381-1111
新潟県長岡児童相談所	0258-35-8500
新潟県上越児童相談所	0255-24-3355
新潟県六日町児童相談所	0257-70-2400
新潟県新発田児童相談所	0254-26-9131
富山県富山児童相談所	0764-23-4000
富山県高岡児童相談所	0766-21-2124
石川県中央児童相談所	0762-23-9554
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811
福井県中央児童相談所	0776-24-5138
福井県敦賀児童相談所	0770-22-0858
山梨県中央児童相談所	0552-54-8616
山梨県都留児童相談所	0554-45-7837
長野県中央児童相談所	026-228-0441
長野県松本児童相談所	0263-32-0891
長野県飯田児童相談所	0265-25-8300
長野県諏訪児童相談所	0266-52-0056
長野県佐久児童相談所	0267-67-3437
岐阜県中央子ども相談センター	058-273-1111
岐阜県西濃子ども相談センター	0584-78-4838
岐阜県東濃子ども相談センター	0572-23-1111
岐阜県飛騨子ども相談センター	0577-32-0594
静岡県中央児童相談所	054-286-9235
静岡県西部児童相談所	053-458-7189
静岡県東部児童相談所	0559-20-2086
静岡県伊豆児童相談所	0558-24-2038
愛知県中央児童相談所	052-322-1051
愛知県一宮児童相談所	0586-45-1558
愛知県半田児童相談所	0569-22-3939
愛知県岡崎児童相談所	0564-27-2779
愛知県刈谷児童相談所	0566-22-7111
愛知県豊田児童相談所	0565-33-2211
愛知県豊橋児童相談所	0532-54-6465
愛知県津島児童相談所	0567-25-8118
名古屋市中心児童相談所	052-832-6111
三重県中央児童相談所	059-231-5666
三重県北勢児童相談所	0593-47-2030
三重県南勢志摩児童相談所	0596-27-5144
三重県伊賀児童相談所	0595-24-8060
三重県紀伊児童相談所	05972-3-3435
近畿	
滋賀県中央児童相談センター	0775-62-1121
滋賀県彦根児童相談センター	0779-24-3741
京都府宇治児童相談所	0744-44-3340
京都府京都児童相談所	075-432-3278
京都府福知山児童相談所	0773-22-3623
京都市児童相談所	075-801-2929
大阪府中央子ども家庭センター	0720-28-0161
大阪府池田子ども家庭センター	0727-51-2858
大阪府吹田子ども家庭センター	06-389-3526
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-721-1966
大阪府堺子ども家庭センター	0722-79-4333
大阪府富田子ども家庭センター	0721-25-1131
大阪府岸和田子ども家庭センター	0724-45-3977
大阪市中心児童相談所	06-797-6520
兵庫県中央子どもセンター	078-923-9966

兵庫県西宮子どもセンター	0798-71-4670
兵庫県姫路子どもセンター	0792-97-1261
兵庫県豊岡子どもセンター	0796-22-4314
神戸市児童相談所	078-382-2525
奈良県中央児童相談所	0742-26-3788
奈良県高田児童相談所	0745-22-6079
和歌山県子ども・障害者相談センター	0734-24-4366
和歌山県紀南児童相談所	0739-22-1588

中国

鳥取県福祉相談センター	0857-23-1031
鳥取県米子児童相談所	0859-33-1471
鳥取県倉吉児童相談所	0858-23-1141
鳥根県中央児童相談所	0852-21-3168
鳥根県出雲児童相談所	0853-21-0007
鳥根県浜田児童相談所	0855-22-0178
鳥根県益田児童相談所	0856-22-0083
岡山県中央児童相談所	086-246-4152
岡山県倉敷児童相談所	086-421-0991
岡山県津山児童相談所	0868-23-5131
広島県中央児童相談所	082-254-0381
広島県福山児童相談所	0849-51-2340
広島県三次児童相談所	0824-63-5181
広島市児童相談所	082-263-0683
山口県中央児童相談所	0839-22-7511
山口県下関児童相談所	0832-23-3191
山口県徳山児童相談所	0834-21-0554
山口県萩児童相談所	0838-22-1150

四国

徳島県児童相談所	0886-22-2205
香川県児童相談所	0878-62-8861
愛媛県中央児童相談所	089-922-5040
愛媛県東予児童相談所	0897-43-3000
愛媛県南予児童相談所	0895-22-1245
高知県中央児童相談所	0888-66-6719
高知県幡多児童相談所	0880-37-3159

九州

福岡県中央児童相談所	092-586-0023
福岡県久留米児童相談所	0942-32-4458
福岡県大牟田児童相談所	0994-54-2344
福岡県田川児童相談所	0947-42-0499
北九州市児童相談所	093-681-8261
福岡市児童相談所	092-522-2737
佐賀県総合福祉センター	0952-26-1212
長崎県中央児童相談所	0958-44-6166
長崎県佐世保児童相談所	0956-24-5080
熊本県福祉総合相談所	096-381-4411
熊本県八代児童相談所	0965-32-4426
大分県中央児童相談所	0975-44-2016
大分県中津児童相談所	0979-22-2025
宮崎県中央福祉相談センター	0985-26-1551
宮崎県都城児童相談所	0986-22-4294
宮崎県延岡児童相談所	0982-35-1700
鹿児島県児童総合相談センター	099-264-3003
鹿児島県大島児童相談所	0997-53-6070
沖縄県中央児童相談所	098-886-2900
沖縄県コザ児童相談所	098-937-0859

0798-71-4670
0792-97-1261
0796-22-4314
078-382-2525
0742-26-3788
0745-22-6079
0734-24-4366

法律扶助協会 各都道府県にあります
収入の少ない人には、裁判の際の弁護士費用などを無利子・無担保で貸してくれます。無料の法律相談や弁護士の紹介などもしています。
本部 03-3581-6941

家庭裁判所 各都道府県にあります
東京 03-3502-8311
24時間FAX＆音声サービス 03-3503-4355

弁護士会 各都道府県にあります
日本弁護士連合会 03-3580-0941

精神保健福祉センター
保健所の精神面での専門機関で、電話相談もしています。(各都道府県と政令指定都市に設置)
東京 03-3302-7711

いのちの電話
各都道府県にあります。障害者用FAX相談が全国7ヵ所に設置されています。
東京 03-3263-5794

福祉事務所
医療費や住居費、生活費など、実生活上の問題を含めた相談ができます。
福祉事務所は各自治体に設置されており、全国にあります。
東京都千代田区 03-3264-0151

民生委員
福祉事務所を通して連絡がとれます。

人権擁護委員
自治体、法務局を通して連絡がとれます。

民間の相談機関やシェルターなど
(掲載許可をいただいた団体です)
ウイメンズハウスとちぎ 028-621-9993
F A H こずもず 090-4202-5469
090-3685-6765
AWS女性シェルター 03-3329-0122
女のアクセスラインウイズユウ 03-3641-7883
家庭問題情報センター 03-3971-3741
ぐるーぷ赤かぶ 03-3940-6359
ぶれいす東京 03-3361-8909
ミカエラ寮 045-251-4625
埼玉おんなのシェルター 090-9014-0915
090-2676-4206
日本DV防止・情報センター 078-822-0284
ユニオンつやま 0868-25-2511
0979-22-2025
大分ぶれあいユニオン佐伯支部 0972-22-2087
子ども虐待110番 03-5374-2990
CAPセンターJapan 0798-57-4121
(子どもへの暴力防止プログラム)

これらのほかに、各都道府県には、教育センターまたは教育研究所、少年補導センター、法務局常設人権相談所などの相談機関があります。

**財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)**

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2)国としての率直なお詫びと反省の表明、3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業は、2002年、順次終了の時期を迎えます。

アジア女性基金では、ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害などの今日の女性の人権問題に取り組んでいます。過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題解決のために、以下のような活動を行っています。

女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発
女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階
TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347
Home Page : <http://www.awf.or.jp>
e-mail : dignity@awf.or.jp